

令和6年度 京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業に係る委託事業者募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

京都市子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）事業業務委託

2 委託期間、委託金額、業務内容等

「仕様書」のとおり

3 契約上限額

2, 578, 250円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（運営経費（3か月分）：1, 778, 250円、開設準備費：800, 000円）

4 参加資格要件

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者とする。

（1）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者。

（2）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる要件の全てを満たす者。

ア 社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（任意団体を含む。）の団体（以下「事業者」という。）であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 政治活動を目的とした事業者でないこと。

オ 法人税又は所得税及び消費税を滞納していないこと。

カ 京都市の市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 応募手続等

（1）応募書類

別紙1「応募書類一覧」参照

（2）応募手続

提出先及び連絡先等については、「10 担当部署」を参照。

ア 企画提案

提出期限：令和6年9月27日（金）午後5時（必着）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

イ 応募の辞退

提出期限：令和6年10月4日（金）午後5時（必着）

提出方法：電子メール、電話連絡のうえ持参又は郵送（書留郵便に限る）

※ 電子メールで提出する場合は、必ず電話で受信確認を行うこと。

### (3) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項に該当するものは、失格となる場合がある。  
なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

(オ) 特定の教義に関する儀式行事や、その信者の教化育成などを主たる目的としていると判断される場合

(カ) 特定の公職者（候補者）又は政党を推薦、支持、反対するなど、政治的活動を目的としていると判断される場合

(キ) その他不正行為があった場合

ウ 制約事項

(ア) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 応募書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

(ウ) 1事業者につき企画提案は1案とする。

(エ) 選定審査等に関する不当な要求は受け付けない。

(オ) 応募書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし委託事業者の決定の公表等に必要の場合には、京都市は書類の内容を無償で使用できるものとする。また、応募書類については、京都市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。

(カ) 応募書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(キ) 応募書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(ク) 応募書類は、申請の取下げ等特段の事情がある場合以外は、返却しない。

## 6 質問の受付

### (1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「4 参加資格要件」を満たすもの者とする。

### (2) 質問期限

令和6年9月13日（金）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

### (3) 質問方法

様式7「質問書」に記入のうえ、電子メールにより「10 担当部署」に提出し、必ず電話で受信確認を行うこと。

※ 上記以外の方法（電話等）による問合せ及び応募状況や審査に関する問合せには一切応じない。

### (4) 回答日及び回答方法

回答は、令和6年9月20日（金）までに電子メールにて送付するとともに、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

なお、回答内容については、本要項の追加又は修正とみなす。

7 選定に関する事項

(1) 基本的な考え方

京都市にとって最適な事業者を選定するため、「(2) 審査項目等」に基づき、京都市が設置する選考組織が、応募書類等の内容について審査を行い、事業者を決定する。

(2) 審査項目等

審査項目及び配点は次のとおり。

<基本点>

審査項目	評価項目	配点
事業実施場所	実施スペース及び設備	5点
事業者の運営管理に関する項目	運営状況 等	10点
事業に対する趣旨・目的の理解、実績に関する項目	事業の趣旨や目的の理解、同種事業の実績や取組、危機管理 等	20点
事業の円滑な運営に関する項目	事業計画、職員体制、事業内容向上策、収支計画 等	50点
地域との関係性に関する項目	地域の理解、地域との連携方法 等	15点
小計		100点

<加算点>

事業実施場所	実施場所 ※ 実施場所から半径750mの円を描いた時に、カバーできている空白地域（別紙3網掛け部分）の割合に応じて加点する。	20点
小計		20点

合計点	100（基本点）+20点（加算点）
-----	-------------------

※ 得点が、加算点を含む合計点（120点）の6割（72点）以上となった提案の中から順位を決定し、第1順位となった事業者を受託候補者に選定する。

なお、市内中小企業及び市内に本拠を置く団体については、得点に1.03を乗じ、その点数が、加算点を含む合計点（120点）の6割（72点）以上であることとする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日（予定）

令和6年10月11日（金）（予定）

※ 詳細は、企画提案の締切日（令和6年9月27日（金））以降、電話又は電子メールにて連絡します。

イ 時間配分

約30分（提案者からのプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度）

※ 当日は、事前に提出した企画提案書等を基にプレゼンテーションを行うこととする。パワーポイント等の使用は不可。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和6年11月（予定）に企画提案書等の提出があった全ての提案者に対し、文書で通知のうえ、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

#### (5) 受託者の決定

受託候補者（第一交渉権者）と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

### 8 主なスケジュール

時期	内容
令和6年9月13日（金）午後5時（必着）	質問受付締切
9月20日（金）まで	質問の回答
9月27日（金）午後5時（必着）	企画提案書等受付締切
10月11日（金）（予定）	企画提案書等に係る プレゼンテーション及びヒアリング
11月上旬（予定）	選定結果の通知、公表
令和7年 1月以降（予定）	業務委託開始

※ スケジュールは状況により前後する可能性がある。

### 9 その他

- (1) 京都市の事情又は受託者の事情により、事業を開始するまでに運営ができなくなった場合においては、準備業務等に支出した費用について京都市は補償しない。
- (2) 選定された受託者は、業務委託の開始時まで、業務の実施方法の詳細について京都市と協議のうえ、必要な準備を完了するものとする。

### 10 担当部署

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課（担当：中川、門脇）

住 所：〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

電 話：075-746-7610

FAX：075-251-2322

メール：[tudoinhiroba@city.kyoto.lg.jp](mailto:tudoinhiroba@city.kyoto.lg.jp)